

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成28年告示第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>目次 第1章～第5章（略） —</p> <p>第3章 指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の一般原則</p> <p>第4条（略） 2（略） —</p> <p>第2節 人員に関する基準 （訪問介護員等の員数）</p> <p>第6条 指定第1号訪問事業者が指定第1号訪問事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる介護福祉士又は令第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて</p>	<p>目次 第1章～第5章（略） <u>第6章 書面の作成等に関する特例（第64条）</u></p> <p>第3章 指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の一般原則</p> <p>第4条（略） 2（略） <u>3 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2節 人員に関する基準 （訪問介護員等の員数）</p> <p>第6条 指定第1号訪問事業者が指定第1号訪問事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて</p>

改正前	改正後
<p>同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。 2～5 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第26条 (略) 2 (略) 3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(3)～(8)</u> (略) (運営規程)</p> <p>第27条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(8)</u> その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略) 2・3 (略)</p> <p>—</p>	<p>同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。 2～5 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第26条 (略) 2 (略) 3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) (略) <u>(3) 第1号介護予防支援事業者等に対し、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(4)～(9)</u> (略) (運営規程)</p> <p>第27条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略) 2・3 (略)</p> <p><u>4 指定第1号訪問事業者は、適切な指定第1号訪問事業に係るサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>—</p> <p>(衛生管理等) 第30条 (略) 2 (略)</p> <p>—</p> <p>(揭示)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第29条の2 指定第1号訪問事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定第1号訪問事業に係るサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定第1号訪問事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第30条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p>

改正前	改正後
<p>第31条 (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第31条 (略)</p> <p><u>2 指定第1号訪問事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(不当な働きかけの禁止)</u></p> <p><u>第33条の2 指定第1号訪問事業者は、第1号事業サービス計画等の作成又は変更に際し、第1号介護予防支援事業者等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該第1号事業サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</u></p> <p>(地域との連携)</p> <p>第36条 (略)</p> <p><u>2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定第1号訪問事業に係るサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定第1号訪問事業に係るサービスの提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第37条の2 指定第1号訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定第1号訪問事業所における</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第3款 設備に関する基準</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者__の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第49条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業従</p>	<p style="text-align: center;">第3款 設備に関する基準</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型<u>通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第49条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業従</p>

改正前	改正後
<p>業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 —</p> <p>—</p> <p>(非常災害対策) 第52条 (略)</p> <p>—</p> <p>(衛生管理等) 第53条 (略) 2 (略)</p> <p>—</p>	<p>業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、全ての指定介護予防通所型サービス事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>4 指定介護予防通所型サービス事業者は、適切な指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により指定介護予防通所型サービス事業従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策) 第52条 (略)</p> <p><u>2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第53条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとす</u></p>

改正前	改正後
<p>—</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第53条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第40条中「指定第1号訪問事業者」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>る。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所型サービス事業従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防通所型サービス事業所において、指定介護予防通所型サービス事業従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第53条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第53条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第36条まで、第37条の2、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第25条及び第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業者」と、第37条中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業者」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第18条まで、第20条から第22条まで、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条、第40条、第44条並びに前節第4款(第55条を除く。)及び第5款の規定は、指定基準緩和通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第54条第2項第1号中「指定介護予防通所型サービス計画」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第18条まで、第20条から第22条まで、第24条、第25条、<u>第29条の2</u>、第31条から第36条まで、<u>第37条の2</u>、第38条、第40条、第44条並びに前節第4款(第55条を除く。)及び第5款の規定は、指定基準緩和通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、<u>第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第44条中「介護予防通所型サービス事業」とあるのは「基準緩和通所型サービス事業」と第50条及び第53条中「指定介護予防通所型サービス事業従業者」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第54条第2項第1号及び第57条中「指定介護予防通所型サービス計画」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス計画」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第6章 書面の作成等に関する特例</p> <p>第64条 <u>指定第1号訪問事業者及び指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる者並びに指定第1号通所事業者及び指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第4章及び第5章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>他の有体物をいう。以下同じ。)</u>で行うことが想定される又は想定されるもの(第12条第1項(第55条及び第63条で準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定第1号訪問事業者及び指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる者並びに指定第1号通所事業者及び指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者は、<u>交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)</u>のうち、第4章及び第5章の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、<u>当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第27条、第37条の2(改正後の第55条及び第63条で準用する場合を含む。)及び第49条(改正後の第63条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第27条及び第49条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、第37条の2中「講じなければ」とあるのは、「講

じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条の2(改正後の第55条及び第63条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第29条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第30条第3項及び第53条第3項(改正後の第63条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第30条第3項及び第53条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第50条第3項(改正後の第63条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第50条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。